

## 洪水浸水想定区域図に関する Q&A

### 【目次】

#### 1. 洪水浸水想定区域図について

(1) 洪水浸水想定区域図とは何ですか。

(2) 洪水浸水想定区域図を公表するのは、どのような河川ですか。

(3) 洪水浸水想定区域図は、どのような雨が降った場合を想定しているのですか。

#### 2. 平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図について

(1) 公表する図面は何ですか。

(2) 「河川整備の目標とする降雨」とは何ですか。

#### 3. 平成28年以降に公表した洪水浸水想定区域図について

(1) 平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図とは、どこが違うのですか。

(2) 公表する図面は何ですか。

(3) 「想定し得る最大規模の降雨」とは何ですか。

(4) 「河川整備の目標とする降雨」についても洪水浸水想定区域を公表するのはなぜですか。

(5) 「浸水継続時間」とは何ですか。

(6) 「家屋倒壊等氾濫想定区域」とは何ですか。

#### 4. その他

(1) 洪水浸水想定区域に含まれていないところは、安全なのですか。

(2) 「家屋倒壊等氾濫想定区域」に含まれていないところは、安全なのですか。

(3) 洪水浸水想定区域図とハザードマップとは、どこが違うのですか。

(4) 洪水浸水想定区域図の検討のためのマニュアルはあるのですか。

(5) 京浜河川事務所が公表している「洪水氾濫シミュレーション」とは何ですか。

(6) 「指定年月日」に告示番号がある河川ない河川とは、どこが違うのですか。

## 1. 洪水浸水想定区域図について

### (1) 洪水浸水想定区域図とは何ですか。

洪水浸水想定区域図は、水防法第14条に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と水深を表示するものです。

洪水浸水想定区域が公表された場合、市町村は、水防法第15条に基づき、市町村地域防災計画に、洪水浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施に関する事項、洪水浸水想定区域に含まれる地下街等を記載するとともに、これらについて、ハザードマップを作成し、住民等に周知しなければならないとされています。

また、市町村地域防災計画に記載された地下街等の所有者又は管理者は、水防法第15条に基づき、避難の確保や浸水の防止等を図るための計画を作成しなければならないとされています。

### (2) 洪水浸水想定区域図を公表するのは、どのような河川ですか。

平成13年に水防法が改正され、国と県は、洪水予報河川<sup>※1</sup>について、洪水浸水想定区域図を公表することとされ、また、平成17年に改正された水防法では、水位周知河川<sup>※2</sup>についても、洪水浸水想定区域図を公表することとされました。

県は、洪水予報河川及び水位周知河川に加え、山地部の河川などを除き河川の氾濫により浸水が想定される河川についても、洪水浸水想定区域図を作成し、ホームページ等で公表しています。

#### ※1：洪水予報河川

流域面積が大きい河川で、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがある河川として、国又は県が指定した河川で、洪水のおそれのあるときは、水位又は流量を示した洪水予報を発表します。

#### ※2：水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、洪水により重大又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして国又は県が指定した河川で、洪水特別警戒水位を定め、この水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して通知・周知します。

### (3) 洪水浸水想定区域図は、どのような雨が降った場合を想定しているのですか。

平成13年及び17年に改正された水防法では、「河川整備の目標とする降雨」により、河川が氾濫した場合の洪水浸水想定区域図を公表することとされました。

平成27年に水防法が改正され、洪水浸水想定区域図の対象とする降雨が、「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められるとともに、「河川整備の目標とする降雨」についても、あわせて公表することとされました。

国と県においても、平成21年までについては「河川整備の目標とする降雨」、平成28年以降については「想定し得る最大規模の降雨」に加えて「河川整備の目標とする降雨」を対象降雨として、洪水浸水想定区域図を作成し、公表しています。

## 2. 平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図について

### (1) 公表する図面は何ですか。

対象降雨を「河川整備の目標とする降雨」として、次の図面を公表しています。

○洪水浸水想定区域図（計画規模）

### (2) 「河川整備の目標とする降雨」とは何ですか。

「河川整備の目標とする降雨」は、河川の流域の大きさや想定される被害の大きさなどを考慮して、定められるものとされています。

例えば、一級河川の主要区間においては、概ね100年から200年に一度発生する降雨、都市河川では概ね50年から100年に一度発生する降雨、その他の河川では概ね10年から50年に一度発生する降雨とされています。

この考え方をもとに、県内の河川では、河川毎に概ね30年から200年に一度発生する降雨としています。

## 3. 平成28年以降に公表した洪水浸水想定区域図について

### (1) 平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図とは、どこが違うのですか。

洪水浸水想定区域図について、対象降雨を「想定し得る最大規模の降雨」に高めるとともに、「河川整備の目標とする降雨」についても、あわせて作成し、公表しています。

また、平成25年に災害対策基本法に位置づけられた、市町村長による屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として、「想定し得る最大規模降雨」による「浸水継続時間」及び「家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)」「家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)」についても、新たに作成し、公表しています。

### (2) 公表する図面は何ですか。

次の5種類の図面を公表しています。

○洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

○洪水浸水想定区域図（計画規模）

○洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

○洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

○洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））

### (3) 「想定し得る最大規模の降雨」とは何ですか。

国は、激化する水災害に対処するため、施設では守りきれない事態を想定し、社会全体が想定し得る最大規模の外力までの様々な外力についての災害リスク情報を共有し減災対策に取り組むこととしています。

「想定し得る最大規模の降雨」は、当該河川における降雨だけでなく、近隣の河川における降雨が、当該河川でも同じように発生するという考えに基づき、日本を降雨の特性が似ている15の地域に分け、それぞれの地域において過去に観測された最大の降雨量により設定しています。

**(4) 「河川整備の目標とする降雨」についても洪水浸水想定区域を公表するのはなぜですか。**

「想定し得る最大規模の降雨」は、発生頻度がきわめて低い降雨ですが、企業等が洪水によるリスクを適切に把握し、発生確率に応じた適切な対応を検討するためには、比較的発生頻度の高い降雨による浸水想定区域を示す必要があります。

このため、対象降雨を「河川整備の目標とする降雨」とする洪水浸水想定区域図についても、あわせて作成し、公表しています。なお、最新の地形データや河川整備状況などを踏まえて作成していますので、平成21年までに作成、公表した洪水浸水想定区域図と同一ではありません。

**(5) 「浸水継続時間」とは何ですか。**

「浸水継続時間」は、市町村長による屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として、任意の地点において、氾濫水到達後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してからその水深を下回るまでにかかる時間を示すものです。

「浸水継続時間」が長い地域では、ライフラインの途絶等により避難生活が困難となる恐れがあることから、立ち退き避難（水平避難）の可否の判断に有用な情報となります。

**(6) 「家屋倒壊等氾濫想定区域」とは何ですか。**

「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、市町村長による屋内での待避等の安全確保措置の指示等の判断に資する情報として、「想定し得る最大規模の降雨」により、近傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示すものです。

この区域では、屋内での待避（垂直避難）ではなく、避難所等への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められます。

「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、洪水氾濫によるものと河岸侵食によるものがあります。

○家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水氾濫）

洪水氾濫流により、家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲

○家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

洪水時の河岸侵食により、家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲

**4. その他**

**(1) 洪水浸水想定区域に含まれていないところは、安全なのですか。**

洪水浸水想定区域は、「想定し得る最大規模の降雨」を前提として、現況の河川の整備状況に照らし、一定の前提条件の下に計算されたものです。

例えば、想定と異なる降雨分布が発生した場合、内水による氾濫等が同時に発生した場合には、洪水浸水想定区域の外の区域においても浸水が発生する可能性はあります。

したがって、洪水浸水想定区域の外の区域であることをもって、浸水の可能性が否定されるものではありません。

**(2) 「家屋倒壊等氾濫想定区域」に含まれていないところは、安全なのですか。**

「家屋倒壊等氾濫想定区域」は、「想定し得る最大規模の降雨」が降り、近傍の堤防が決壊等した場合に、一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域を示すものです。

このため、「家屋倒壊等氾濫想定区域」の区域であっても、古い木造建築物である場合や、「想定し得る最大規模」以上の降雨が発生した場合などは、家屋の倒壊等が発生し得るものです。

したがって、「家屋倒壊等氾濫想定区域」の外の区域であることをもって、家屋の倒壊等の可能性が否定されるものではありません。

**(3) 洪水浸水想定区域図とハザードマップとは、どこが違うのですか。**

洪水ハザードマップは、国と県が作成した「想定し得る最大規模の降雨」による洪水浸水想定区域図に、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路などの情報を追記したもので、市町村が作成し、住民等に周知を行うものです。

なお、市町村は、国と県が平成21年までに公表した洪水浸水想定区域図をもとに、平成23年度までに洪水ハザードマップを作成し、公表しています。

**(4) 洪水浸水想定区域図の検討のためのマニュアルはあるのですか。**

平成 21 年までに公表した洪水浸水想定区域図については、「浸水想定区域図作成マニュアル 平成 17 年 6 月」などが国土交通省河川局治水課から公表されています。

平成 28 年以降に公表した洪水浸水想定区域図については、「洪水浸水想定区域図作成マニュアル (第 4 版) 平成 27 年 7 月」などが国土交通省・国土技術政策総合研究所から公表されています。

また、「想定し得る最大規模の降雨」については、「浸水想定 (洪水、内水) の作成等のための想定最大外力の設定手法 平成 27 年 7 月」が国土交通省水管理・国土保全局から公表されています。

詳細については、次の国土交通省水管理・国土保全局のホームページをご参照ください。

[http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/index.html#dam](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html#dam)

**(5) 京浜河川事務所が公表している「洪水氾濫シミュレーション」とは何ですか。**

京浜河川事務所は、多摩川水系、鶴見川水系及び相模川水系の国管理区間について、破堤地点別に浸水する範囲と水深の時系列の変化等を確認できる「洪水氾濫シミュレーション」を、京浜河川事務所のホームページで公表しています。

**(6) 「指定年月日」に告示番号がある河川ない河川とは、どこが違うのですか。**

洪水浸水想定区域図の公表にあたり、水防法に基づく洪水予報河川及び水位周知河川については、県の公報において告示を行っていますが、洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていない河川については、告示を行っていないため、告示番号がありません。